



## 令和2年版防衛白書の刊行



令和2年版防衛白書は、1970年の創刊からちょうど50周年を迎え、今年の表紙は「令和」の元号が万葉集の梅の花の歌に由来していることを踏まえ、その花と色を基調としたデザインとなっており、初刊号の表紙にも用いられた富士山が描かれております。

令和2年版防衛白書は、新型コロナウイルス感染症に対する取組、大雨や台風等に対する災害派遣活動、中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集活動、北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射などの防衛省・自衛隊の活動や国際情勢について、白書本文のみならず、巻頭特集「防衛この1年」においても多数の写真を交えて大きく取り上げるなど、多面的に紹介しております。

また、白書の内容に関連した動画を約50用意し、読者が紙面を読み進めながら、スマートフォン等で即時再生が可能なQRコードを配置しました。

さらに、国内外の様々な場面において活躍する自衛隊員について、これまでの白書内でも取り上げてきたところではありますが、その数を元年版白書から倍増させ、約50名の隊員の声を紹介しております。

防衛白書は官報販売所や一般の書店等で販売されているほか、防衛省ホームページには、防衛白書の本冊、本冊の英語版及び外国語ダイジェスト版が掲載されております。 (<https://www.mod.go.jp/>)

目次	CONTENTS
令和2年版防衛白書の刊行・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
幹部職員の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
環境監視等委員会（第25～27回）を開催・・・・・・・・	2
普天間飛行場代替施設建設事業について・・・・・・・・	3
沖縄県周辺海域における「制限水域」について・・・・	4
ドローンの規制についてのお知らせ・・・・・・・・・・	5
嘉手納飛行場周辺地区における周辺財産有償使用許可について	6
石垣島駐屯地（仮称）造成工事におけるカムリワシへの配慮及び騒音対策の状況について・・・・・・・・・・	7
久志区民と海兵隊員が浜清掃で交流・・・・・・・・・・	7
基地従業員のPCR検査の実施について・・・・・・・・	8

## 幹 部 職 員 の 紹 介

調達部長

まるやま みきお  
丸山 幹夫



7月1日付けで調達部長を拝命しました丸山です。沖縄防衛局の勤務は、16年ぶり3度目となります。

調達部の主な業務は、沖縄県内に所在する自衛隊及び米軍の施設の建設工事に係る調査・設計、工事監督・検査等を行うことですが、現在、沖縄防衛局では、普天間飛行場代替施設建設をはじめとした数多くの重要な事業があり、これまでの経験を基に、地元沖縄の皆様方のご意見にも耳を傾けながら、業務に取り組んで参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

名護防衛事務所長

おの あきお  
小野 明雄



4月1日付けで名護防衛事務所長を拝命しました小野でございます。沖縄勤務は初めてになりますが、きれいな海に囲まれ山や森林など緑豊かなやんばろの大自然はとても素晴らしく心地よく感じております。今回沖縄の人、文化に触れ、食文化なども堪能しつつ、地域の方々とのおふれ合いを大切にし、理解を深めていきたいと考えております。

また、名護防衛事務所の果たすべき役割を着実に実行できるように、地域密着の行政を目指し、地域の皆様からのご意見ご要望など、迅速かつ的確に対応すべく微力ながら全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

金武出張所長

うえだ まさる  
上江田 優



4月1日付けで金武出張所長に着任した上江田です。

当出張所は金武町、宜野座村及び恩納村を管轄しており、その約4割は駐留軍及び自衛隊施設となっております。これらの防衛施設に起因する問題への対応が主な業務となりますが、特にキャンプ・ハンセンにおける実弾射撃演習や航空機の騒音等に対する地域住民の皆様からの苦情等が多く寄せられることから、その生の声を速やかに本局へ報告し、関係機関の協力の下、負担軽減につながるよう所員一同努力してまいります。よろしくお願いいたします。

## 環境監視等委員会（第25～27回）を開催



本年4月10日（第25回：沖縄防衛局及び防衛省）、5月15日（第26回：WEB会議）及び7月28日（第27回：ネストホテル那覇）に「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会」を開催しました。

同委員会ではレッドリストサンゴの生息状況などについて当局から説明を行い、質疑応答が行われました。

普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たっては、これまでも同委員会の指導・助言を踏まえ、適切な環境保全に努めてきたところであり、今後とも引き続き、同委員会の指導・助言を得ながら適切に進めてまいります。

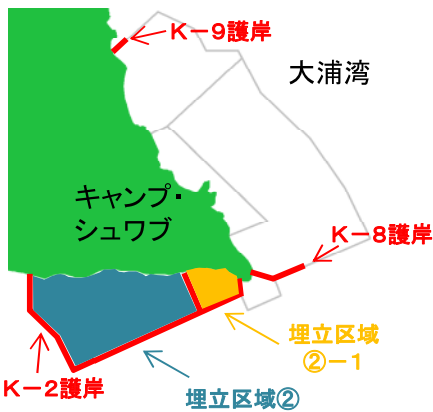
# 普天間飛行場代替施設建設事業について

キャンプ・シュワブにおける普天間飛行場代替施設建設事業につきましては、平成29年11月から辺野古側の護岸工事に着手し、平成30年12月に埋立工事に着手しました。また、令和元年6月にはK-8護岸の一部を概成させ、K-9護岸に加え、K-8護岸からの埋立材搬入を開始し、埋立作業を加速化させ、本年2月には埋立区域②-1の陸地化を完了しました。

普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われる普天間飛行場の危険性の除去と返還です。当局といたしましては、今後とも、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、引き続き、作業の安全に十分留意した上で、関係法令に基づき、自然環境や周辺住民の方々の生活環境に最大限配慮し、辺野古移設に向けた工事を進めてまいります。



(令和2年8月撮影)



(令和2年8月撮影)

埋立区域② 埋立状況



(令和2年8月撮影)

K-2護岸 上部工施工状況

## 沖縄県に公有水面埋立変更承認申請書を提出

本年4月21日、公有水面埋立法に基づき、キャンプ・シュワブ北側の大浦湾における地盤改良工事の追加等に伴う埋立変更承認申請書を沖縄県に提出いたしました。

今般の変更は、埋立承認後に実施した土質調査の結果を踏まえ、キャンプ・シュワブ北側の大浦湾における地盤改良工事の追加等に伴う、より合理的な設計・施工の検討結果を事業内容に反映させたものです。

今回の提出に至るまでに、これまで6回にわたる技術検討会、3回にわたる環境監視等委員会を開催し、有識者の方々から専門的見地からの客観的な助言等をいただき、十分な検討を行ってまいりました。

当局といたしましては、一日も早い普天間飛行場の返還と辺野古への移設に向けて、引き続き、全力で取り組んでまいります。

# 沖縄県周辺海域における「制限水域」について

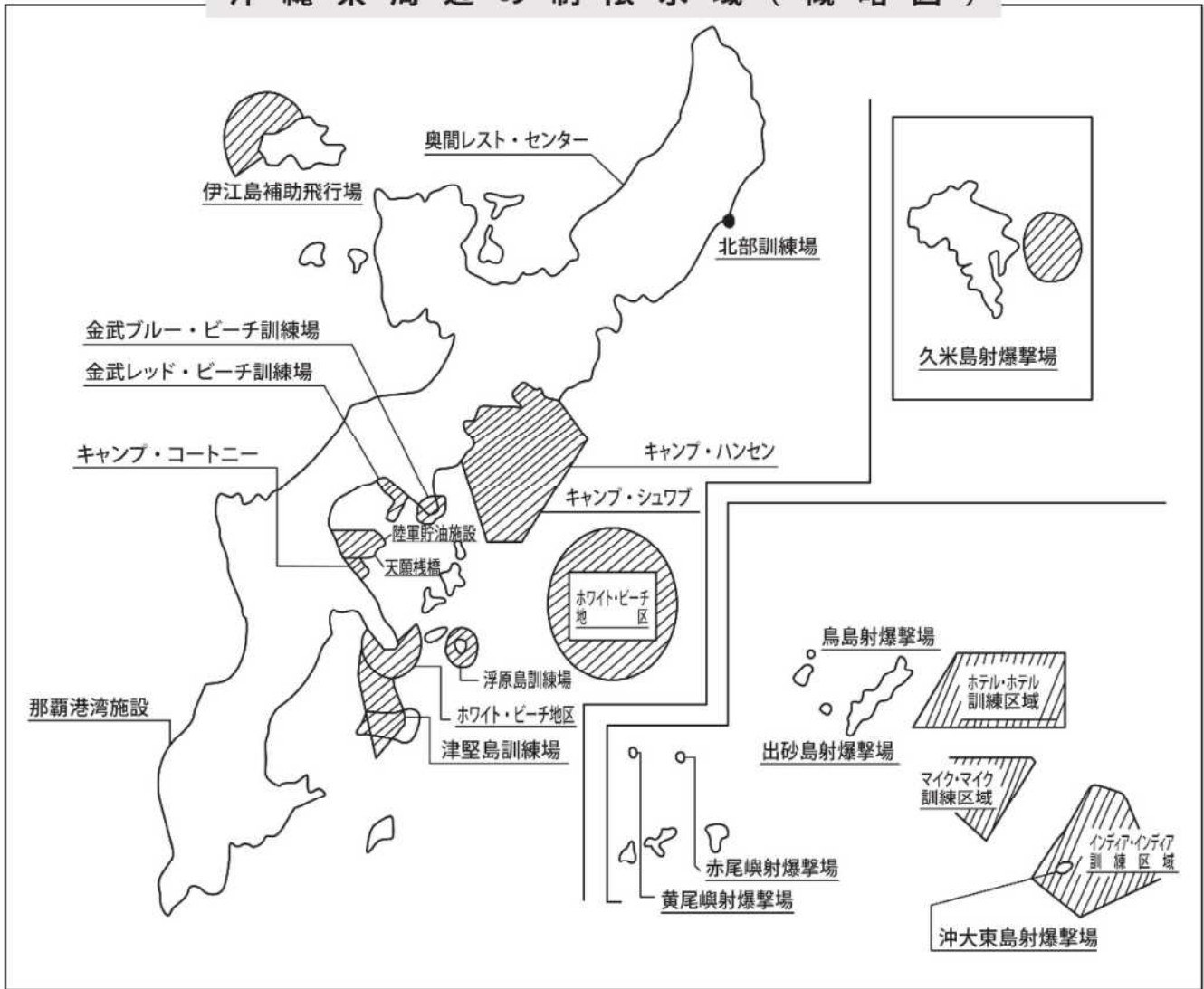
沖縄県は、東は太平洋、西は東シナ海に面し、南北約400km、東西約1,000kmに及ぶ広大な海域において、有人無人島を含め大小160の島々から成り立っています。

このような海に囲まれた地理的条件の中、米軍が使用するために、沖縄県周辺海域には、27の水域が設定されています。

これらの水域のうち、漁業制限の必要のない泡瀬通信施設水域など4つの水域を除く、北部訓練場水域など23水域については、いわゆる「制限水域」として、米軍の訓練等のために、漁船の操業を制限又は禁止される区域となっています。

沖縄県周辺海域の「制限水域」には、米軍の訓練等によって、常に漁船の操業を制限する水域と、使用時のみに制限する水域があり、この使用時のみに制限する水域については、当局から関係する漁協等に対して演習通報を行っています。

沖縄県周辺の制限水域（概略図）



## 演習通報について

沖縄県内には、漁業に従事されている方が多数いるため、漁業の安全確保を維持することは、大切なことです。当局は、米軍から「使用時制限水域」において訓練が実施される通知があれば、演習が行われる水域及び日時について、直ちに第十一管区海上保安本部を始め、沖縄県、関係市町村及び関係漁協等へお知らせして、漁業者の方々の安全な操業を確保するよう努めております。



# ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている  
**自衛隊施設／米軍施設**その**周辺地域**（周囲約300m）  
の上空における**ドローン**等の飛行は、  
原則として**禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

## Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300m  
の地域の上空  
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の  
敷地・区域の上空  
(レッド・ゾーン)



約300m



**ドローン使用禁止**  
**NO DRONE ZONE**

※ このほか、**航空法**上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、**国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。**

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。  
<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

## 嘉手納飛行場周辺地区における周辺財産有償使用許可について

当局が管理している嘉手納飛行場周辺地区における周辺財産について、土地の有効活用を図る観点から、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、関係自治体等の要望がない場合には、個人、企業等に対しても一定の条件の下、有償での使用許可を行っています。

### ○ 使用許可の前提条件

- ・ 居住の目的では利用できません。
- ・ 原状回復が容易な利用に限ります。  
(例：駐車場、資材置き場、物置等の設置（プレハブ等の簡易的な工作物は設置可能です。))
- ・ 利用の申出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- ・ 使用許可期間は、原則として5年です。国として対象財産を使用する必要のない場合、1度に限り更新が可能です。

使用許可の申出に関しては常時受け付けております。申出があった土地について使用が可能と判断される場合は公募を実施することとしており、現在、9月7日(月)～9月25日(金)まで公募を行っているところです。

### 【利用状況】

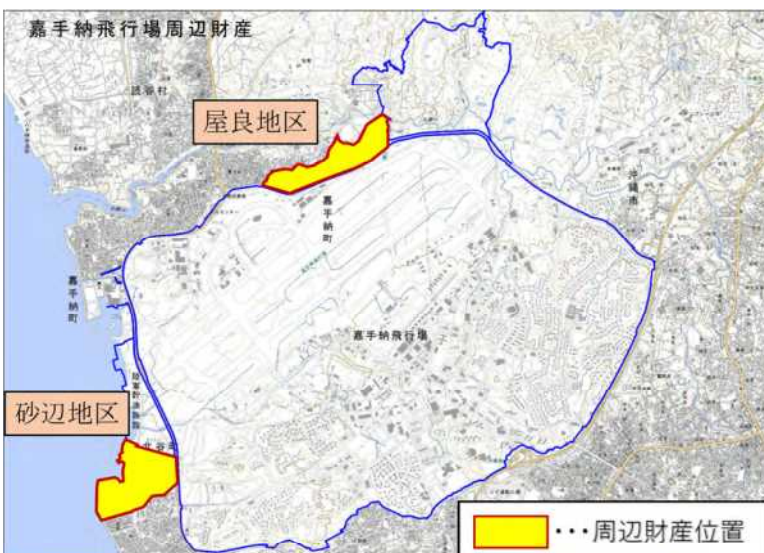
#### (駐車場)



#### (資材置き場)



### 【嘉手納飛行場周辺財産位置図】



《ご不明な点等がございましたら、  
下記 連絡先にお問い合わせ下さい》

沖縄防衛局  
管理部 施設管理課

TEL : 098-921-8131

(内線441、444)

## 石垣島駐屯地（仮称）造成工事におけるカムリワシへの配慮及び騒音対策の状況について

石垣島駐屯地（仮称）については、約47haの用地取得に向け地権者と交渉を続けてきており、これまでに石垣市有地を含む、約45haの地権者と不動産売買契約及び賃貸借契約を締結しました（令和2年8月31日現在）。また、できるだけ早期に駐屯地を開設するため、取得した用地から工事（平成31年3月造成工事開始）を実施しており、順次、建物等の工事に着手していく予定としております。

本年5月20日、環境モニタリング調査にて、駐屯地予定地周辺で特別天然記念物のカムリワシの営巣活動が確認されたことから、一時的に造成工事の作業を控えておりましたが、有識者からの意見を踏まえ、営巣期間中は必要な保全対策（※）を行うことで石垣市と協議が整ったため、6月10日から工事を再開しております。

また、工事の再開に当たっては、防音シートの設置を行うなど周辺の騒音にも十分に配慮しながら進めてきましたが、石垣市から建設工事に伴う騒音レベルを公表するよう要望があったことから、6月11日から、工事現場入り口付近の掲示板に前日の騒音レベル（最大、平均、最小）を掲示しております。

当局といたしましては、作業の安全に十分留意し、地元住民の皆様の生活環境及び自然環境にも配慮した上で、適切に工事を実施してまいります。

（※）営巣活動が確認された周辺においては突発的な作業音が生じる岩石破砕作業を控える、作業エリア周辺への防音シートの設置等

### ○カムリワシ営巣期間中の保全対策状況



防音シート内での作業

### ○建設工事に伴う騒音レベルの掲示状況

8月26日の騒音レベル		
最大	62	dB
平均	59	dB
最小	53	dB

## 久志区民と海兵隊員が浜清掃で交流

6月28日日曜日に、早朝から名護市久志の浜において地域住民らと共にキャンプ・シュワブの海兵隊員が漂着ごみなどの回収・清掃活動を行いました。

毎年、ハーリーの開催に合わせて浜の清掃を行っているところですが、今年は、コロナウイルスの影響でハーリーの開催は中止となったものの、清掃活動については実施することとなり、キャンプ・シュワブの海兵隊及び当局職員ら約30名も参加しました。

この日の久志海岸約700mには漂着ごみなどが散乱していましたが、参加した人たちは心地よい汗を流しながら清掃活動を行っていました。

棚原久志区長は「毎年清掃の後にハーリーを開催していますので、来年は是非ハーリーにも米軍なども参加して盛り上げて欲しいです。」と汗を拭きながら話されました。



棚原久志区長の挨拶



清掃活動に汗を流す隊員ら



回収した漂着ごみの一部

## 基地従業員のPCR検査の実施について

本年7月25日、26日の2日間、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、米軍関係者の感染が多数確認されている普天間飛行場及びキャンプ・ハンセンに勤務する基地従業員を主な対象にPCR検査が実施されました。

検査は、県主催のもと、当局はこれに協力する形で県医師会及び労務管理機構と連携して行われました。

検査の方法は、唾液によるPCR検査で、受検者は、駐車場に停めた自家用車の中で採取容器に唾液を採り、検体を提出する順番が来たとの連絡を受けて提出するという、会場での感染防止に配慮した方法（提出までの間は車内待機）がとられました。

検査を受けた人数は2日間で約1,000名（国が雇用する従業員のほか、米軍が直接雇用する者や軍と契約する業者の従業員を含む）、うち陽性者は普天間飛行場に勤務するキャンプ瑞慶覧所属の基地従業員1名のみでした。

基地従業員の安全については、引き続き県及び在日米軍等と緊密に連携し適切に対応してまいります。なお、検査期間中は交通混雑などでご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。



当日の様子



検体採取容器の配布



検体の提出



唾液を  
1~2mL採取



ハイサイくん

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。  
連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室  
メールアドレス：houdou-ok@okinawa.rdb.mod.go.jp